

平成二十三年法律第五十二号  
家事事件手続法

## 目次

第一編 総則	第一章 通則（第一条～第三条）	第二章 管轄（第四条～第九条）	第三章 裁判所職員の除斥及び忌避（第十条～第十六条）
第四章 当事者の能力及び手続行為能力（第十一条～第二十一条）	第五章 手続代理人及び補佐人（第二十二条～第二十七条）	第六章 手続費用（第二十八条～第三十一条）	第七章 家事事件の審理等（第三十二条～第三十七条）
第二編 家事審判の手続	第一節 家事審判の手続（第一款～第五款）	第二節 手続上の救助（第六款～第八章）	第三節 電子情報処理組織による申立て等（第九章）
第一款 通則（第三十九条～第四十八条）	第二款 家事審判の申立て（第四十九条～第五十条）	第三款 家事審判の手続の期日（第五十一条～第五十五条）	第四款 事実の調査及び証拠調べ（第五十六条～第六十四条）
第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等（第六十五条）	第六款 家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則（第六十六条～第七十二条）	第七款 審判等（第七十三条～第八十一條）	第八款 取下げによる事件の終了（第八十二条～第八十三条）

第九款 高等裁判所が第一審として行う手続（第八十四条）

## 第二節 不服申立て

第一款 審判に対する不服申立て（第一目～第三目）	第二款 特別抗告（第九十四条～第九十六条）
--------------------------	-----------------------

第三目 許可抗告（第九十七条～第九十八条）	第四目 即時抗告（第八十五条～第九十三条）
-----------------------	-----------------------

第五目 十六条）	第六目 十六条）
----------	----------

第七目 二十七条）	第八目 二十七条）
-----------	-----------

第九目 二十七条）	第十目 二十七条）
-----------	-----------

第十一目 二十七条）	第十二目 二十七条）
------------	------------

第十三目 二十七条）	第十四目 二十七条）
------------	------------

第十五目 二十七条）	第十六目 二十七条）
------------	------------

第十七目 二十七条）	第十八目 二十七条）
------------	------------

第十九目 二十七条）	第二十目 二十七条）
------------	------------

第二十一目 二十七条）	第二十二目 二十七条）
-------------	-------------

第二十三目 二十七条）	第二十四目 二十七条）
-------------	-------------

第二十五目 二十七条）	第二十六目 二十七条）
-------------	-------------

第二十七目 二十七条）	第二十八目 二十七条）
-------------	-------------

第二十九目 二十七条）	第三十目 二十七条）
-------------	------------

第三十一目 二十七条）	第三十二目 二十七条）
-------------	-------------

第三十三目 二十七条）	第三十四目 二十七条）
-------------	-------------

第三十五目 二十七条）	第三十六目 二十七条）
-------------	-------------

第三十七目 二十七条）	第三十八目 二十七条）
-------------	-------------

第三十九目 二十七条）	第四十目 二十七条）
-------------	------------

第四十一目 二十七条）	第四十二目 二十七条）
-------------	-------------

第四十三目 二十七条）	第四十四目 二十七条）
-------------	-------------

第四十五目 二十七条）	第四十六目 二十七条）
-------------	-------------

第四十七目 二十七条）	第四十八目 二十七条）
-------------	-------------

第四十九目 二十七条）	第五十目 二十七条）
-------------	------------

第五十一目 二十七条）	第五十二目 二十七条）
-------------	-------------

第五十三目 二十七条）	第五十四目 二十七条）
-------------	-------------

第五十五目 二十七条）	第五十六目 二十七条）
-------------	-------------

第五十七目 二十七条）	第五十八目 二十七条）
-------------	-------------

第五十九目 二十七条）	第六十目 二十七条）
-------------	------------

第一編 家事調停に関する手続	第二編 家事審判事件	第三編 家事調停に関する手続
第一章 総則	第二章 家事審判事件	第一章 総則
第二節 保佐に関する審判事件（第一百二十一条～第一百三十五条）	第二節 成年後見に関する審判事件（第一百七十七条～第一百二十七条）	第二節 通則（第二百四十四条～第二百五十四条）
第三節 補助に関する審判事件（第一百三十一条～第一百四十四条）	第三節 補助に関する審判事件（第一百三十九条～第一百四十四条）	第二節 家事調停の申立て等（第二百五十五条～第二百五十七条）
第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条～第一百四十七条）	第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条～第一百四十七条）	第三節 家事調停の手続（第二百五十八条～第二百六十七条）
第五節 失踪の宣告に関する審判事件（第一百八条～第一百八十七条）	第五節 失踪の宣告に関する審判事件（第一百八条～第一百四十九条）	第四節 調停の成立（第二百六十八条～第二百七十条）
第六節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十五条～第一百五十九条）	第六節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十五条～第一百五十九条）	第五節 調停の成立によりらない事件の終了（第二百七十二条～第二百七十三条）
第七節 親子に関する審判事件（第一百六十条～第一百六十四条）	第七節 親子に関する審判事件（第一百六十条～第一百六十四条）	第六節 付調停等（第二百七十四条～第二百七十六条）
第一款 嫌出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条～第一百六十二条）	第一款 嫌出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条～第一百六十二条）	第二章 合意に相当する審判（第二百七十七条～第二百八十三条の三）
第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十三条～第一百六十六条）	第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十三条～第一百六十六条）	第三章 調停に代わる審判（第二百八十四条～第二百八十七条）
第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十四条～第一百六十七条）	第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十四条～第一百六十七条）	第四章 不服申立て等（第二百八十八条～第二百八十九条）
第四款 死後離縁をするについての許可の審判事件（第一百六十五条～第一百六十八条）	第四款 死後離縁をするについての許可の審判事件（第一百六十五条～第一百六十八条）	第五編 好きに規定する審判事件（第二百九十条～第二百九十三条）

第二十二節 厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十三条）

## 第二十三節 生活保護法等に規定する審判事件（第二百三十四条～第二百三十九条）

第一款 特別養子縁組に関する審判事件（第二百六十三条）	第二款 親権に関する審判事件（第二百六十七条～第二百七十五条）
-----------------------------	---------------------------------

第三款 未成年後見に関する審判事件（第二百八十六条～第二百八十九条）	第四款 未成年後見に関する審判事件（第二百八十九条～第二百九十三条）
------------------------------------	------------------------------------

第五款 百七十六条～第二百八十九条）	第六款 第二十五条節心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び扶養に関する法律に関する法律に規定する審判事件（第二百四十二条）
--------------------	--

第七款 第二十六節破産法に規定する審判事件（第二百四十二条）	第八款 第二十七節中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十三条）
--------------------------------	--

第九款 第二十八節生活保護法等に規定する審判事件（第二百四十二条）	第十款 第二十九節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十三条）
-----------------------------------	------------------------------------

第一款 第二十九節生活保護法等に規定する審判事件（第二百三十三条）	第二款 第三十節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十四条～第二百三十九条）
-----------------------------------	---

第三款 第三十節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十四条～第二百三十九条）	第四款 第三十一節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十五条～第二百三十九条）
---	--

第五款 第三十一節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十五条～第二百三十九条）	第六款 第三十二節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十六条～第二百三十九条）
--	--

第七款 第三十二節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十六条～第二百三十九条）	第八款 第三十三節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十七条～第二百三十九条）
--	--

第九款 第三十三節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十七条～第二百三十九条）	第十款 第三十四節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十八条～第二百三十九条）
--	--

第十一款 第三十四節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十八条～第二百三十九条）	第十二款 第三十五節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十九条～第二百四十条）
---	--

第十三款 第三十五節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十九条～第二百四十条）	第十四款 第三十六節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十一条～第二百四十二条）
--	---

第十四款 第三十六節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十一条～第二百四十二条）	第十五款 第三十七節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）
---	---

第十五款 第三十七節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十三条～第二百四十四条）	第十六款 第三十八節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十五条～第二百四十六条）
---	---

第十六款 第三十八節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十五条～第二百四十六条）	第十七款 第三十九節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十七条～第二百四十八条）
---	---

第十七款 第三十九節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十七条～第二百四十八条）	第十八款 第四十節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十九条～第二百五十条）
---	---

第十八款 第四十節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百四十九条～第二百五十条）	第十九款 第四十一節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十一条～第二百五十二条）
---	---

第十九款 第四十一節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十一条～第二百五十二条）	第二十款 第四十二節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十三条～第二百五十四条）
---	---

第二十款 第四十二節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十三条～第二百五十四条）	第二十一款 第四十三節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十五条～第二百五十六条）
---	--

第二十一款 第四十三節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十五条～第二百五十六条）	第二十二款 第四十四節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十七条～第二百五十八条）
--	--

第二十二款 第四十四節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十七条～第二百五十八条）	第二十三款 第四十五節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十九条～第二百六十条）
--	---

第二十三款 第四十五節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百五十九条～第二百六十条）	第二十四款 第四十六節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十一条～第二百六十二条）
---	--

第二十四款 第四十六節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十一条～第二百六十二条）	第二十五款 第四十七節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十三条～第二百六十四条）
--	--

第二十五款 第四十七節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十三条～第二百六十四条）	第二十六款 第四十八節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十五条～第二百六十六条）
--	--

第二十六款 第四十八節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十五条～第二百六十六条）	第二十七款 第四十九節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十七条～第二百六十八条）
--	--

第二十七款 第四十九節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十七条～第二百六十八条）	第二十八款 第五十節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十九条～第二百七十条）
--	--

第二十八款 第五十節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百六十九条～第二百七十条）	第二十九款 第五十一節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百七十二条～第二百七十三条）
--	--

第二十九款 第五十一節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百七十二条～第二百七十三条）	第三十款 第五十二節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百七十五条～第二百七十六条）
--	---

第三十款 第五十二節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百七十五条～第二百七十六条）	第三十一款 第五十三節厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百七十七条～第二百七十八条）
---	--

第一編 第一章 附則

第一条 家事審判及び家事調停に関する事件（以下「家事事件」という。）の手続については、

他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

**(裁判所及び当事者の責務)**  
裁判所は、家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるよう努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない。

### 第二条 (最高裁判所規則)

この法律に定めるもののほか、家事事件の手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第一章の二 日本の裁判所の管轄権

**(不在者の財産の管理に関する処分の審判事件の管轄権)**

第三条の二 裁判所は、不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の五十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十五条において同じ。）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。（失踪の宣告の取消しの審判事件の管轄権）

第三条の三 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百四十九条第一項及び第二項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 日本において失踪の宣告の審判があつたとき。

二 失踪者の住所が日本国内にあるとき又は失踪者が日本の国籍を有するとき。

三 失踪者が生存していたと認められる最後の時点において、失踪者が日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたとき。

（嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件の管轄権）

第三条の四 裁判所は、嫡出否認の訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するときは、嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十九条第一項及び第二項において同じ。）について、管轄権を有する。

（養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権）

第三条の五 裁判所は、養子縁組をするについての許可の審判事件（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十一条第一項及び第二項において同じ。）及び特別養子縁組をするについての許可の審判事件等の管轄権）

縁組の成立の審判事件（同表の六十三の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十四条において同じ。）特別養子適格の確認の審判事件（同表第二項に規定する特別養子適格の確認についての審判事件をいう。第一百六十四条の二第二項及び第四項において同じ。）を含む。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者（死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権）

二項及び第四項において同じ。）を含む。）について、養親となるべき者又は養子となるべき者（死後離縁をするについての許可の審判事件の管轄権）

### 第三条の六

裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判事件（別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十二条第一項及び第二項において同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親又は養子の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内に有する。

二 養親又は養子がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき。

三 養親又は養子の一方が日本の国籍を有する場合であつて、他の一方がその死亡の時に日本国内に有していたとき。

（特別養子縁組の離縁の審判事件の管轄権）

第三条の七 裁判所は、特別養子縁組の離縁の審判事件（別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 養親の住所（住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所）が日本国内にあるとき。

二 養親及び養子が日本の国籍を有するとき。

（扶養義務に関する審判事件の管轄権）

第三条の八 裁判所は、親権に関する審判事件（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。第一百六十七条において同じ。）子の監護に関する処分の審判事件（同表の三の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十四条及び第一百五十五条第二号において同じ。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第一百五十条第四号及び第一百五十五条第二号において同じ。）（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。）及び親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（別表第一の百三十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十五の項までの事項についての審判事件をいう。）

（親権に関する審判事件等の管轄権）

第三条の九 裁判所は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。第一百七十六条及び第一百七十七条第一号において同じ。）又は未成年後見人（以下この条において「未成年被後見人」という。）の選任の審判事件（同表の七十一の項の事項についての審判事件をいう。同条第二号において同じ。）について、未成年被後見人となるべき者若しくは未成年被後見人（以下この条において「未成年被後見人となるべき者等」という。）の住所若しくは居所が日本国内にあるとき又は未成年被後見人となるべき者等が日本の国籍を有するときは、管轄権を有する。

（夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養義務に関する審判事件の管轄権）

第三条の十 裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件（別表第一の八十四の項及び八十五の項並びに別表第二の一の項から三の項まで、九の項及び十の項の事項についての審判事件（同表の三の事項についての審判事件については、子の扶養に要する費用の分担に関する処分の審判事件に限る。）について、扶養義務者（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件を除く。）に限定承認を受理した場合における相続財産の清算人の選任の審判事件（同表の九十四の

他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが養親と養子との間の衡平を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

**(相続に関する審判事件の管轄権)**  
第三条の十一 裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十六の項から百十の項まで及び百三十三の項並びに別表第二の十一の項から十五の項までの事項についての審判事件をいう。）について、相続開始の時における被相続人の住所又は居所が日本国内にあるとき、住所がない場合には被相続人が相続開始の前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

第三条の十二 裁判所は、相続に関する審判事件（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十八条第一項及び第一百八十九条第一項において同じ。）第一項及び第二項の事項についての審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九十三条第二項において同じ。）又は遺言の確認の審判事件（同表の百二の項の事項についての審判事件をいう。第二百九十三条第二項において同じ。）又は遺留分の放棄についての審判の取消しの審判事件（同表の百十の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項の事項についての審判事件をいう。第二百九十六条第一項第二号において同じ。）の申立てがあつた場合における前項の規定の適用については、同項中「相続開始の時ににおける被相続人」とあるのは「被相続人」と、「相続開始の前」とあるのは「申立て前」とする。

裁判所は、第一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。第一百八十九条第一項及び第二項において同じ。）相続財産の保存に関する処分の審判事件（同表の八十九の項の事項についての審判事件をいう。第百九十条の二において同じ。）限定承認を受理した場合における相続財

産の清算人の選任の審判事件（同表の九十四の

事件にあつては、扶養義務者となるべき者）であつて申立人でないもの又は扶養権利者（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件にあつては、子の監護者又は子の住所（住所がない場合には住所が知れない場合には、居所））が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（相続に関する審判事件の管轄権）



**（裁判官の忌避）**

2 委託する事があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。  
当事者は、裁判官の面前において事件について陳述をしたときは、その裁判官を忌避することはできない。ただし、忌避の原因があることを知らないかたとき、又は忌避の原因がその後を知らなかつたとき、

に生じたときは、この限りでない。

（多分員）余下エヌド品番）

3 立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた家事事件に関与することができない。ただし、前項において準用する前条第五項各号に掲げる事由があるとして忌避の申立てを却下する裁判があつたときは、この限りでない。

裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がする。ただし、前項ただし書の裁判は、受命裁判官等（受命裁判官又は受託裁判官にあつては、当該裁判官の手続に立ち会う裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）がすることができる。

2 家庭裁判所調査官又は家事調停委員についての除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官又は家事調停委員は、その申立てにての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。

3 家庭裁判所調査官又は家事調停委員の除斥についての裁判は、家庭裁判所調査官又は家事調停委員の所属する裁判所がする。

**第四章** 当事者能力及び手続行為能力  
(当事者能力及び手続行為能力の原則等)

**第十七条** 当事者能力、家事事件の手続における手続上の行為(以下「手続行為」という。)することができる能力(以下この項において「手續行為能力」という。)、手續行為能力を有する者の法定代理及び手續行為をするのに必要

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

半官合議制による裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができない。

却下する裁判をするときは、第三項の規定は、適用しない。

一 家事事件の手続を遅滞させる目的のみでされたことが明らかなとき。

二 前条第二項の規定に違反するとき。

三 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。

き。  
前項の裁判は、第一項及び第二項の規定にかかるわらず、忌避された受命裁判官等（受命裁判官、受託裁判官、調停委員会を組織する裁判官）又は家庭裁判所の一人の裁判官

7  
判官をいふ。次第第三項ただし書において同じく(家事事件裁判所の一つの裁判官)がすることができる。

い。 8 9 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対し  
ては、不服を申し立てることができない。  
除斥又は忌避の申立てを却下する裁判に対し  
ては、不服を申し立てることができる。

**第十三条** 裁判所書記官の除斥及び忌避については、即時抗告をすることができる。  
(裁判所書記官の除斥及び忌避)

は、第十条、第十二条並びに前条第三項、第五項、第八項及び第九項の規定を準用する。

項、第八項及び第九項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずつに自ら手続行為をすることができる場合であつて、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。この手続行為は

条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをするこ

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治一九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。））を提起することができる。司書についての民事調停の請求によるものとし、司書がその権限の範囲内に家事調停の申立てを行ふことは、司書がその権限の範囲内に家事調停の申立てを行ふことは、司書がその権限の範囲内に

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理して手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあっては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができない場合を含む。）に限る。

（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であっても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

**第十九条** 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について、法定代理人がない場合又は法定代理人人が代理権を行うことができない場合において、家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任する

争調に付しての家をすてたる者に於ける手続行為の規定は、この法律の他の規定において準用する場合を含む。」又は第二百五十二条第一項の規定により未成年者又は成年被後見人が法定代理人人によらずに自ら手続行為をすることができる場合であつても、未成年者又は成年被後見人を代理として手続行為をすることができる。ただし、家事審判及び家事調停の申立ては、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定により親権を行う者又は後見人が申立てをすることができる場合（人事訴訟法第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の申立てにあつては、同法その他の法令の規定によりその訴えを提起することができる場合を含む。）に限る。

（特別代理人）

**第十九条** 裁判長は、未成年者又は成年被後見人の代理権を行なうことができない場合又は法定代理人人が代理権を行なうことができない場合において、家事事件の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。

2 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいて成り立つことは、特別代理人の選任の裁判は、二三三に

3 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。  
4 特別代理人が手続行為をするには、後見人との同意が必要である。

同一の権利を有する者に對しては、  
第一項の申立てを却下する裁判に対しても、  
即時抗告することができる。  
(法定代理権の消滅の通知)

事件においては、法定代理権の消滅は、本人又は代理人から他方の当事者に通知しなければ、その効力を生じない。家事調停事件においても、同様とする。

**第二十一条** 法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理者については、この法律中法定代理及び三代理人に關する規定を準用する。

（第  
項  
定代理人に関する規定を準用する。  
**第五章** 手続代理人及び補佐人  
**（手続代理人の資格）**

**第二十二条** 法令により裁判上の行為をすること  
ができる代理人のほか、弁護士でなければ手續

代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。  
2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。（裁判長による手続代理人の選任等）

**第二十三条** 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。（手続代理人の代理権の範囲）

**第二十四条** 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ（第二百八十九条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出）に対する即時抗告、第九十四条第一項（第二百八十九条において準用する場合を含む。）の抗告、第九十七条第二項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の抗告、十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議四、前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ五、代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。（手続代理人の代理権の消滅の通知）

**第二十五条** 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。（手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用）

**第二十六条** 民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及び（補佐人）（手続費用の負担）

## 第六章 手続費用

### 第一節 手続費用の負担

**第二十七条** 家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

**第二十八条** 手続費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。）を各自の負担とする。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができるものとする。

一 当事者又は利害関係参加人二 前号に掲げる者以外の審判を受ける者とな

一 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ（第二百八十九条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出）に対する即時抗告、第九十四条第一項（第二百八十九条において準用する場合を含む。）の抗告、第九十七条第二項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の抗告、十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議四、前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ五、代理人の選任

停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において準用する民事訴訟法第六十九条の規定による即時抗告並びに同法第七十一条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

**第二十九条** 家事事件の手続の準備及び追行にかかる手続を経ている場合にあっては、審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

3 調停が成立した場合において、調停費用（審判手続を経ている場合にあっては、審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

**第三十条** 家事事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。（手続費用の立替え）

**第三十一条** 家事事件の手続の調査、証拠調べ、呼出し、告知費用は、国庫において立て替えることができる。（手続費用に関する民事訴訟法の準用等）

**第三十二条** 家事事件手続法第三十二条第一項本文とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

**第三十三条** 家事事件の手続の期日は、裁判所が指定する。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（期日及び期間）

**第三十四条** 家事事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手続の非公開）

**第三十五条** 家事事件の手続の期日は、職権で、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手続の併合）

**第三十六条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

六条まで及び一とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項において準用する」と読み替えられるものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条の規定による即時抗告並びに同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

**第三十七条** 家事事件手続法第三十二条第一項本文とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

**第三十八条** 家事事件手続法第三十二条第一項本文とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

**第三十九条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）

**第四十条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）

**第四十一条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）

**第四十二条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）

**第四十三条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）

**第四十四条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）

**第四十五条** 家事事件の手続の期日は、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續費用の負担）







第七款 審判權

（家事審判の申立ての取下げの擬制）  
**第八十三条** 家事審判の申立人（第一百五十三条（第一百九十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百九十九条第二項の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、当事者双方）が、連続して二回、呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出席せず、又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、家庭裁判所は、申立ての取下げがあったものとみなすことができる。

（第九款 高等裁判所が第一審として行う手続）  
**第八十四条** 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定（第五十八条、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。）と、第三十九条、第四十七条第六項、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項から第三項まで（第二項ただし書を除く。）、第七十五条、第七十七条第一項、第七十八条（第一項第二号及び第四項を除く。）、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項及び第二項中「審判」とあるのは「審判」に代わる裁判」と、第四十二条第二項中「審判の結果」とあるのは「審判に代わる裁判の結果」と、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十二条第一項及び第六十五条中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所に」とあるのは「高等裁判所に」と、第七十六条第一項中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項第一号中「審判は」とあるのは「審判に代わる裁判は」と、同項ただし書中「即時抗告をすることができない審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができるない審判に代わる裁判」と、第七十八条第一項第一号中「即時抗告をすることができるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」とする。

第四十条及び第四十八条の規定は、高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合について、適用しない。

## 第二節 不服申立て

### 第一款 審判に対する不服申立て

#### 第一目 即時抗告

(即時抗告をすることができる審判)

##### 第八十五条 審判に対する不服申立て

手続費用の負担の裁判に対する不服申立て

即時抗告をすることができない。(即時抗告期間)

即時抗告は、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができる。

即時抗告をすることができる。独立して即時抗告をすることができない。

と認められる場合には、即時抗告があつたことを通知することをもつて、抗告状の写しの送付に代えることができる。その予納がないときは、命令で、抗告審における手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、即時抗告があつたことを通知することをもつて、抗告状の写しの送付に代えることができる。抗告審長は、前項の規定による抗告状の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならない。

(陳述の聴取)

第八十九条 抗告裁判所は、原審における当事者及びその他の審判を受ける者(抗告人を除く)の陳述を聽かなければ、原審判を取り消すこと

ができない。別表第二に掲げる事項についての審判事件における抗告裁判所は、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告が理由がないことが明らかなるときを除き、原審における当事者(抗告人を除く)の陳述を聽かなければならない。

(原裁判所による更正)

第八十七条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日から、それぞれ進行する。

(即時抗告の提起の方式等)

第八十八条 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならない。二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日から、それぞれ進行する。

(即時抗告の提起の方式等)

第八十九条 原裁判所は、審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならない。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判については、更正すること

ができない。

(抗告裁判所による裁判)

第九十条 原裁判所は、審判に対する即時抗告を理由があると認めるときは、その審判を更正しなければならない。ただし、別表第二に掲げる事項についての審判については、更正すること

ができない。

(抗告裁判所による裁判)

第九十一条 抗告裁判所は、即時抗告について決定して裁判をする。

抗告裁判所は、即時抗告を理由があると認められる場合には、家事審判事件について自ら審判に代わる裁判をしなければならない。ただし、第三百九十三条第三項において準用する民事訴訟法第三百七条又は第三百八条第一項の規定により事務官が第一審裁判所に差し戻すときは、この限り

である。

(原審の管轄違いの場合の取扱い)

第九十二条 抗告裁判所は、家事審判事件(別表第二に掲げる事項についての審判事件を除く)の全部又は一部が原裁判所の管轄に属しないと認める場合には、原審判を取り消さなければならぬ。ただし、原審における審理の経過、事

件の性質、抗告の理由等に照らして原審判を取り消さないことを相当とする特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(抗告状の写しの送付等)

第八十八条 審判に対する即時抗告があつた場合には、抗告裁判所は、即時抗告が不適法である

抗告裁判所は、家事審判事件が管轄違いであることを理由として原審判を取り消すときは、その事件を管轄権を有する家庭裁判所に移送しなければならない。

(家事審判の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

とを除き、原審における当事者及び利害関係参加人(抗告人を除く)に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。ただし、抗告審における手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には、即時抗告があつたことを通知することをもつて、抗告状の写しの送付に代えることができる。

(原審の手続の規定及び民事訴訟法の準用等)

抗告裁判所は、即時抗告及びその抗告

が執行停止の効力を有しない。ただし、前項第二項の抗告裁判所又は原

裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立させないで、特別抗告について裁判が

あるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処

分を命ずることができる。

(原裁判の執行停止)

第九十五条 特別抗告は、執行停止の効力を有しない。ただし、前項第二項の抗告裁判所又は原

裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立させないで、特別抗告について裁判が

あるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処

分を命ずることができる。

(原裁判の執行停止)

第九十六条 第八十六条第二項、第八十七条から

第九十九条まで、第九十一条第二項及び第九十

三条の規定は、特別抗告及びその抗告審につ

いて準用する。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十七条 第八十六条第二項、第七十七条、第七十

九条及び第八十条の規定は、前項の担保につ

いて準用する。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十八条 第八十六条第二項、第八十七条から

第九十九条まで、第九十一条第二項及び第九十

三条の規定は、特別抗告及びその抗告審につ

いて準用する。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十九条 第八十六条第二項、第八十七条から

第九十九条まで、第九十一条第二項及び第九十

三条の規定は、特別抗告及びその抗告審につ

いて準用する。

(即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用)

判事件についての決定に対しては、その裁判に憲法の解釈の誤りがあることとその憲法の違反があることを理由とするときに、最高裁判所に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をする。

前項の抗告(以下「特別抗告」という。)が

係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書

に記載された特別抗告の理由についてのみ調査

をする。

て準用する第三百二十一條第一項」と、同法第三百二十五條第一項前段及び第二項中「第三百十二条第一項又は第二項」とあるのは「家事事件手続法第九十四条第一項」と、同条第三項後段中「この場合」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」が裁判をする場合と、同条第三項後四項中「前項」とあるのは「差戻し又は移送を受けた裁判所」と読み替えるものとする。

### 第三日 許可抗告

(許可抗告をすることができる裁判等)

第九十七条 高等裁判所の家事審判事件についての決定(次項の申立てについての決定を除く。)

に對しては、第九十四条第一項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その決定が家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告することができるものであるとき有限る。

前項の高等裁判所は、同項の決定について、最高裁判所の判例(これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例)と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならない。

前項の申立てにおいては、第九十四条第一項に規定する事由を理由とすることはできない。

第一項の抗告(以下この条及び次条第一項において「許可抗告」という。)があつたもののみなす。

許可抗告が係属する抗告裁判所は、第二項の規定による許可の申立てに係る理由書に記載された許可抗告の理由についてのみ調査をする。

許可抗告が係属する抗告裁判所は、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができる。(即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用)

第九十八条 第八十六条第二項、第八十七条(第四項及び第五項を除く。)、第八十八条、第九十九条、第九十一条第一項、第九十三条及び第九十五条の規定は、許可抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、第八条第二号及び第三項、第八十八条第一項並びに第八十九条第二項中「即時抗告」とあり、第八十九条第二項中「即時抗告」とあり、第

八十七条第六項中「即時抗告の提起」とあり、並びに第九十五条第一項本文中「特別抗告」とあるのは「第九十七条第一項、第二項及び第六項、第八十八条第一項、第二項及び第六項、第八十九条第二項中「抗告状」とある条並びに第九十三条第二項中「抗告状」とあるのは「第九十七条第二項の規定による許可の申立て書」と、第九十一条第一項並びに第九十三条第一項前段、第二項及び第三項中「即時抗告」とあり、並びに第九十五条第一項ただし書中「特別抗告」とあるのは「許可抗告」と読み替えるものとする。

第二項の規定は前条第二項の申立てについて、同法第三百十八条规定は前条第二項の規定による許可をする場合について、同法第三百十八条规定は前条第二項及び第三項の規定は、前項規定による許可をする場合について、同法第三百十八条规定は前条第二項の規定による許可があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百十八条规定は前条第二項及び第三項の規定は、前項規定による許可をする場合について、同法第三百十八条规定は前条第二項及び第三項の規定は、前項規定を除く。は、裁判所、裁判官又は裁判長がした審判以外の裁判に対する不服申立てについて準用する。

### 2 前項の異議の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

(即時抗告期間等)

第一百一条 審判以外の裁判に対する即時抗告は、一週間に不変期間内にしなければならない。

ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

その他必要な処分を命じることができる。

第三項の規定は、前項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

前項の規定による申立てについての裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

第三項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

### (執行停止の裁判)

裁判所は、前条第一項の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があることによって認められ、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があつたときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げない。

前項の即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しない。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止を命じ、又は担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分の取消しを命ずることができる。

その他の必要な処分を命じることができる。

第三項の規定は、前項の規定は、前項ただし書の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

前項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

### (不服申立ての対象)

(不審)

審判以外の裁判に対する不服

申立て

(再審)

(審判前保全処分)

(審判前保全処分)

(審判前保全処分)

### (執行停止の裁判)

裁判所は、前条第一項の再審の申立て

結するものに限る。

第五項において同じ。に

対しては、再審の申立てをすることができる。

各審級における手続に関する規定を準用する。

民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一

条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一

項の再審の申立て及びこれに関する手続につ

いて準用する。

この場合において、同法第三百四十八条规定第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第三百四十

六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告

は、執行停止の効力を有する。

第三項において準用する民事訴訟法第三百四

八条第二項の規定により審判その他の裁判に

対する再審の申立てを棄却する決定に対する即時抗告をすることは、当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる。

が能够する者に限り、即時抗告をすること

ができる。

### (執行停止の裁判)

裁判所は、前条第一項の再審の申立て

結するものに限る。

第五項において同じ。に

対しては、再審の申立てをすることができる。

各審級における手続に関する規定を準用する。

民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一

条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一

項の再審の申立て及びこれに関する手続につ

いて準用する。

この場合において、同法第三百四十八条规定第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第三百四十

六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告

は、執行停止の効力を有する。

第三項において準用する民事訴訟法第三百四

八条第二項の規定により審判その他の裁判に

対する再審の申立てを棄却する決定に対する即時抗告をすることは、当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる。

が能够する者に限り、即時抗告をすること

ができる。

### (執行停止の裁判)

裁判所は、前条第一項の再審の申立て

結するものに限る。

第五項において同じ。に

対しては、再審の申立てをすることができる。

各審級における手続に関する規定を準用する。

民事訴訟法第四編の規定(同法第三百四十一

条及び第三百四十九条の規定を除く。)は、第一

項の再審の申立て及びこれに関する手続につ

いて準用する。

この場合において、同法第三百四十八条规定第一項中「不服申立ての限度で、本案の審理及び裁判をする」とあるのは、「本案の審理及び裁判をする」と読み替えるものとする。

前項において準用する民事訴訟法第三百四十

六条第一項の再審開始の決定に対する即時抗告

は、執行停止の効力を有する。

第三項において準用する民事訴訟法第三百四

八条第二項の規定により審判その他の裁判に

対する再審の申立てを棄却する決定に対する即時抗告をすることは、当該審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる。

が能够する者に限り、即時抗告をすること

ができる。



達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第一百二十三条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。）

九 成年後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の十四の項の事項についての審判事件をいいう。）

十 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する处分の審判事件（別表第一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第一百二十五条第一項及び第二項において同じ。）

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十一 第三者が成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるとときは、この限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十二 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見開始の審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるとときは、この限りでない。

（陳述及び意見の聴取）

第百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審

判をする場合には、当該各号に定める者（第一

号から第三号までにあっては、申立人を除く。）

の陳述を聽かなければならない。ただし、成年

被後見人となるべき者及び成年被後見人につ

いて、その者の心身の障害によりその者の陳述

を聞くことができないときは、この限りでな

い。

一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者

二 後見開始の審判の取消しの審判（民法第十

一条の規定による場合に限る。） 成年被後見人

及び成年被後見人

三 成年後見人又は成年被後見人の選任の審

判 成年被後見人となるべき者又は成年被後

見人

四 成年後見人の解任の審判 成年後見人

五 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監

督人

六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱

託の審判 成年被後見人

七 成年後見監督人の選任の審判 成年後見監

督人

八 成年後見人の解任の審判 成年後見人

九 成年後見監督人並びに成年被後

見人及びその親族

十 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監

督人並びに成年被後見人及びその親族

十一 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱

託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人

十二 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保

存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人

十三 審判の告知を受けた者でない者による後見開

始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八

百四十三条第一項の規定により成年後見人に選

任される者が審判の告知を受けた日（二以上あ

るときは、当該日のうち最も遅い日）から進行

する。

（陳述の聴取の例外）

一 後見開始の審判 民法第八百四十三条第一

項の規定により成年後見人に選任される者並

び成年被後見人

二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見

人及び成年後見監督人

三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱

託の取消し又は変更の審判 成年後見人

（即時抗告）

四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三

（成年後見の事務の監督）

（家庭裁判所は、前項の規定により調査又は管

理をした者に対し、成年被後見人の財産の中か

ら、相当な報酬を与えることができる。）

（後見開始の審判事件を本案とする保全処分）

（家庭裁判所（第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次

条において同じ。）は、後見開始の申立てがあ

った場合において、成年被後見人となるべき者

の生活、療養看護又は財産の管理のため必要が

あるときは、申立てにより又は職権で、担保を

立てさせないで、後見開始の申立てについての

審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を

達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審

判事件（別表第一の十二の二の項の事項につ

いての審判事件をいう。第一百二十三条の二に

おいて「成年被後見人に宛てた郵便物等の配

達の嘱託等の審判事件」という。）

九 成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一

の十四の項の事項についての審判事件をい

う。）

十 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理

に関する处分の審判事件（別表第一の十五の

項の事項についての審判事件をいう。第一百二

十五条第一項及び第二項において同じ。）

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十一 第三者が成年被後見人となるべき者の精

神の状況につき鑑定をしなければ後見開始の

審判をすることができない。ただし、明ら

かにその必要がないと認めるとときは、この

限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十二 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき

者の精神の状況につき鑑定をしなければ後見

開始の審判をすることができない。ただし、

明らかにその必要がないと認めるとときは、

この限りでない。

（精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取）

十二 家庭

選任し、又は事件の関係人に對し、成年被後見人のとなるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に關する事項を指示することができる。

家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、當該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聽くことができないときは、第一百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聽く手続を経ずに、前項の規定による審判（次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることができる。

後見命令の審判は、第一項の財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによって、その効力を生ずる。

後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする。

（成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

二百二十七条　家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において、成年

被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

5 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

## 第二節 保佐に関する審判事件

### (管轄)

**第一百一十八条** 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

**第一百一十九条** 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被保佐人となるべき者及び被保佐人について準用する。

一 保佐開始の審判事件

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。）

三 保佐人の同意に代わる許可の審判事件（別表第一の十九の項の事項についての審判事件をいう。）

## 第二節 保佐に関する審判事件

被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができることを与えることができる。

4 前項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用す

四 保佐開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の二十の項の事項についての審判事件を定めた審判の取消しの審判事件（別表第一の二十一の項の事項についての審判事件をいう。）

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）

六 保佐人の選任の審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）

七 保佐人の解任の審判事件（別表第一の二十四の項の事項についての審判事件をいう。第三百三十五条において同じ。）

八 保佐監督人の選任の審判事件（別表第一の二十六の項の事項についての審判事件をいう。）

九 保佐監督人の解任の審判事件（別表第一の二十八の項の事項についての審判事件をいう。第三百三十五条において同じ。）

十 保佐人に対する代理権の付与の審判事件（別表第一の三十二の項の事項についての審判事件をいう。）

十一 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判事件（別表第一の三十三の項の事項についての審判事件をいう。）

十二 保佐の事務の監督の審判事件（別表第一の三十四の項の事項についての審判事件をいう。）

（陳述及び意見の聴取）

**第一百三十条** 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号、第四号及び第五号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聽かなければならない。

一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人及び保佐人

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人

四 保佐開始の審判の取消しの審判（民法第十四条第一項の規定による場合に限る。）被保佐人

五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

(審判の告知)  
**第一百三十二条** 次の各号に掲げる審判は、第七十  
四条第一項に規定する者のほか、当該各号に定  
める者に告知しなければならない。  
一 保佐開始の審判 民法第八百七十六条の二  
第一項の規定により保佐人に選任される者並  
びに任意後見契約法第十条第三項の規定によ  
り終了する任意後見契約に係る任意後見人及  
び任意後見監督人  
二 保佐人の同意を得なければならない行為の  
定めの審判 保佐人及び保佐監督人（当該審  
判が保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同  
時にされる場合にあっては、保佐人となるべ  
き者又は保佐監督人となるべき者）  
三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人  
及び保佐監督人  
四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及  
び保佐監督人  
五 保佐人の同意を得なければならない行為の  
定めの審判の取消しの審判 保佐人及び保佐  
監督人  
六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保  
佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐監督人  
の選任の審判と同時にされる場合にあって  
は、保佐監督人となるべき者）  
七 保佐人に対する代理権の付与の審判の取消  
しの審判 被保佐人及び保佐監督人  
(即時抗告)  
**第一百三十三条** 次の各号に掲げる審判に対し  
ては、当該各号に定める者（第一号及び第四号に  
あつては、申立人を除く。）は、即時抗告をす  
ることができる。  
一 保佐開始の審判 民法第十一条本文及び任  
意後見契約法第十条第二項に規定する者  
二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立人  
三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下す  
る審判 民法第十四条第一項に規定する者  
四 保佐人の同意を得なければならぬ行為の  
定めの審判 被保佐人  
五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下  
する審判 申立人  
六 保佐人の解任の審判 保佐人



七	補助監督人の解任の審判	補助監督人
八	補助監督人の解任の申立てを却下する審判	申立て人並びに被補助人及びその親族
九	審判の告知を受ける者でない者及び被補助人となるべき者による補助開始の審判に対する即時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七第一項の規定により補助人に選任される者が審判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行する。	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
十	第百四十二条 第百二十九条の規定は、被補助開始の申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は、補助の事務の監督について準用する。	（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）
十一	第百四十三条 第百二十九条第一項の規定を準用する。補助開始の審判事件を本案とする保全処分については、第百二十六条第一項の規定を準用する。	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

十二	家庭裁判所（第百五条第二項の場合にあっては、高等裁判所）は、補助開始及び補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てがあつた場合において、被補助人となるべき者の財産の保全のため必要があるときは、当該十三条第一項に規定する行為であつて、当該補助人の同意を得なければならない行為の定めの申立てに係るものに限る。第五項において同じ。）につき、前項において準用する第百二十六条第一項の規定により選任される財産の管理者（以下この条において単に「財産の管理者」という。）の補助を受けることを命ずることができる。	（補助開始の審判事件を本案とする保全処分）
十三	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
十四	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
十五	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
十六	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

十七	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
十八	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
十九	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
二十	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
二十一	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

二十二	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
二十三	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
二十四	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
二十五	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）
二十六	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）	（成年後見に関する審判事件の規定の準用）







(引渡命令等)  
**第一百七十二条** 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判において、当事者に対し、子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

(即時抗告)  
**第一百七十二条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者（第一号から第三号まで及び第五号にあつては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 親権喪失の審判 親権を喪失する者及びその親族

二 親権停止の審判 親権を停止される者及びその親族

三 管理権喪失の審判 管理権を喪失する者及びその親族

四 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判 申立人、子及びその親族

五 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判 未成年後見人並びに未成年後見監督人

六 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判 未成年後見人並びに未成年後見監督人

七 親権喪失、親権停止又は管理権を回復するについての許可の取消しの申立てを却下する審判 申立人並びに親権を喪失し、若しくは停止され、又は親権を行なう者及びその親族

八 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判 養子の父母及び養子の監護者

九 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判 申立人、養子の父母及び養子の監護者

十 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判 子の父母及び子の監護者

十一 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の告知を受けた日

十二 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の告知を受けた日 次の各号に掲げる即時抗告の期間は、当該各号に定める日から進行する。

二 前項の規定により仮の地位の仮処分を命ずる場合には、第百七条の規定により審判を受ける者となるべき者の陳述を聽くほか、子（十五歳以上ものに限る。）の陳述を聽かなければならぬ。ただし、子の陳述を聽く手続を経ることにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

三 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判の取扱いに対する即時抗告、親権喪失する者が審判の停止され、又は管理権を喪失する者が審判の停止された者が審判の告知を受けた日

四 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判の取扱いに対する即時抗告、親権喪失する者が審判の停止され、又は管理権を喪失する者が審判の停止された者が審判の告知を受けた日

五 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判の取扱いに対する即時抗告、親権喪失する者が審判の停止され、又は管理権を喪失する者が審判の停止された者が審判の告知を受けた日

六 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判の取扱いに対する即時抗告、親権喪失する者が審判の停止され、又は管理権を喪失する者が審判の停止された者が審判の告知を受けた日

(管理者の改任等に関する規定の準用)  
**第一百七十三条** 第百二十五条の規定は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。

(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)  
**第一百七十四条** 家庭裁判所（第百五条第二項の場合においては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があると認めるとときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

**第一百七十五条** 家庭裁判所は、第一項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に対し親権を行なう者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

**第一百七十六条** 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができるとができる。

(管轄)  
**第一百七十七条** 第百十八條の規定は、次に掲げる審判事件（第三号及び第五号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における未成年被後見人（養子の離縁後に未成年後見人となるべき者）の選任の審判事件においては、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄する。

(手続行為能力)  
**第一百七十八条** 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならぬ。

一 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人の選任の審判 未成年被後見人（十五歳以上のものに限る。）

二 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人の選任の審判 未成年後見人となるべき者

三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見人（十五歳以上のものに限る。）

四 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に対し親権を行なう者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

五 家庭裁判所は、いつでも、第三項の規定により選任した職務代行者を改任することができるとができる。

六 家庭裁判所は、第三項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

(親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分)  
**第一百七十九条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見人の解任の審判事件（別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をいう。） 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。）

三 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をいう。） 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。）

四 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。） 未成年後見人の選任の審判事件（別表第一の七十七の項の事項についての審判事件をいう。）

五 未成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の七十八の項の事項についての審判事件をいう。） 未成年後見監督人の選任の審判事件（別表第一の七十九の項の事項についての審判事件をいう。）

六 未成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の八十一条において同じ。） 未成年後見監督人の解任の審判事件（別表第一の八十二条において同じ。）

七 未成年後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の八十一の項の事項についての審判事件をいう。） 未成年後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の八十二条において同じ。）

八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十三条において同じ。） 未成年後見人の事務の監督の審判事件（別表第一の八十四条において同じ。）

(陳述及び意見の聴取)  
**第一百八十一条** 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。

一 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人となるべき者

二 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人の選任の審判 未成年後見人となるべき者

三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見人（十五歳以上のものに限る。）

(即時抗告)  
**第一百八十二条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

三 未成年後見人の選任の申立てを却下する審判 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族

四 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人及びその親族

五 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見人並びに未成年被後見人及びその親族

六 未成年後見監督人の選任の審判 未成年後見人

(成年後見に関する審判事件の規定の準用)  
**第一百八十三条** 第百二十二条の規定は、未成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第百二十四条の規定は未成年後見人の事務の監督について、第百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件に





三 限定承認又は相続の放棄の申述を却下する審判 申述人	各号に定める裁判所の管轄に属する。
第二百二条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める裁判所の管轄に属する。	一 財産分離の審判事件（別表第一の九十六の項の事項についての審判事件をいう。次号において同じ。）相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
二 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件 財産分離の審判事件が係属している家庭裁判所（抗告裁判所に係属している場合における相続財産の清算に関する処分の裁判事件）	二 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の百の項の事項についての審判事件をいう。次号において同じ。）相続が開始した地を管轄する家庭裁判所
三 財産分離の場合における鑑定人の選任の審判事件（別表第一の九十八の項の事項についての審判事件をいう。）財産分離の審判をした家庭裁判所が財産分離の裁判をした場合にあつては、その第一審裁判所である家庭裁判所	三 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件（別表第一の百一の項の事項についての審判事件をいう。次号において同じ。）相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

2	第二百四条 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件をいう。次号において同じ。）相続が開始した地を管轄する家庭裁判所

2	第二百五条 家庭裁判所は、特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てについての審判をするときは、これらの審判の手続き及び審判は、併合してしなければならない。（意見の聴取）

2	第二百六条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。（即時抗告）

2	第二百七条 第一百九十四条第一項、第二項本文、第三項から第五項まで及び第七項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。
---	---

2	第二百八条 第二百二十一条の規定は、相続人の未成年の子の財産の清算に関する処分の審判事件に對しては、相続人が開始した地を管轄する家庭裁判所
---	---

2	第二百九条 遺言の確認又は遺言書の検認の申立てについては、高裁判所。第三項及び第四項において同じ。）は、遺言執行人の解任の申立てがされた場合において、遺言の内容の実現のために必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行人の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
---	---

2	第二百十条 遺言執行人の解任の審判事件を本案とする保全処分
---	-------------------------------

2	第二百十一条 裁判所書記官は、遺言書の検認について、調書を作成しなければならない。（申立ての取下げの制限）
---	---

2	第二百十二条 遺言の確認又は遺言書の検認の申立ては、審判がされる前であつても、家庭裁判所の許可を得なければ、取り下しができる。（調書の作成）
---	--

2	第二百十三条 次の各号に掲げる審判は、第七十一条第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。（即時抗告）
---	---

2	第二百十四条 次の各号に掲げる審判に対してもは、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。（即時抗告）
---	---

2	第二百十五条 家庭裁判所（第百五条第二項の場合においては、高等裁判所。第三項及び第四項において同じ。）は、遺言執行人の解任の申立てがされた場合において、遺言の内容の実現のために必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、遺言執行人の解任の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、遺言執行人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。
---	--

2	第二百十六条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
---	--

2	第二百十七条 第一百九十四条第一項、第二項本文、第三項から第五項まで及び第七項の規定は、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件について準用する。この場合において、同条第三項中「相続人」とあるのは、「特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件」に對しては、相続人が開始した地を管轄する家庭裁判所
---	--

2	第二百十八条 遺留分に関する審判事件
---	--------------------

2	第二百十九条 利害関係人
---	--------------

2	第二百二十条 遺言の確認の申立てを却下する審判事件
---	---------------------------

2	第二百二十一条 遺言執行人の解任の申立てを却下する審判事件
---	-------------------------------

2	第二百二十二条 利害関係人
---	---------------

2	第二百二十三条 遺言執行人の解任の申立てを却下する審判事件
---	-------------------------------

2	第二百二十四条 利害関係人
---	---------------

2	第二百二十五条 利害関係人
---	---------------

2	第二百二十六条 利害関係人
---	---------------

2	第二百二十七条 利害関係人
---	---------------

2	第二百二十八条 利害関係人
---	---------------

2	第二百二十九条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十条 利害関係人
---	--------------

2	第二百三十一条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十二条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十三条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十四条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十五条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十六条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十七条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十八条 利害関係人
---	---------------

2	第二百三十九条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十条 利害関係人
---	--------------

2	第二百四十一条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十二条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十三条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十四条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十五条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十六条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十七条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十八条 利害関係人
---	---------------

2	第二百四十九条 利害関係人
---	---------------

2	第二百五十条 利害関係人
---	--------------

2	第二百五十一条 利害関係人
---	---------------

2	第二百五十二条 利害関係人
---	---------------

2	第二百五十三条 利害関係人
---	---------------

2	第二百五十四条 利害関係人
---	---------------

2	第二百五十五条 利害関係人
---	---------------

2	第二百五十六条 利害関係人
---	---------------



外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになるとときを除き、当該届出人又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、事件の記録上これらの方の氏名及び住所（陳述及び意見の聴取）

**第二百二十九条** 家庭裁判所は、氏の変更についての許可の審判をする場合には、申立てと同一戸籍内にある者（十五歳以上のものに限る）の陳述を聴かなければならない。

家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。）の処分に対する不服の申立てがあつた場合は、当該市町村長の意見を聴かなければならぬ（審判の告知等）。

**第二百三十条** 戸籍事件についての市町村長（市町村長に告げられなければならない）は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判は、第74条第一項に規定する者（即時抗告）

2 家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを理由があると認めるときは、当該市町村長に対し、相当の処分を命じなければならない。

**第二百三十二条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 氏の変更についての許可の審判 利害関係人（申立人を除く。）

二 氏又は名の変更についての許可の申立てを却下する審判 申立人

三 就籍許可の申立てを却下する審判 申立人

四 戸籍の訂正についての許可の審判 利害関係人（申立人を除く。）

五 戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判 申立人

六 前条第二項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判 当該市町村長

七 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判 申立人

**第二十一節 性同一性障害者の性別の取扱い** 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件（別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件）

**第二百三十二条** 性別の取扱いの変更の審判事件

判事件をいう。次項において同じ。）は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

**第二百三十三条** 第百十八条の規定は、性別の取扱いの変更の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に對し、即時抗告をすることができる。

**第二百三十四条** 厚生年金保険法に規定する審判事件

2 第百八十三条の規定は、性別の取扱いの変更の申立てを却下する審判に對し、即時抗告をすることができる。

**第二百三十五条** 第百十八条の規定は、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置についての承認の審判事件、都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件及び児童相談所長又は都道府県知事の引き続いの一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行つて的一時保護についての承認の審判事件

判事件による特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母について準用する。（陳述及び意見の聴取）

**第二百三十六条** 家庭裁判所は、都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いの一時保護についての承認の審判は、申立てについての審判をすることができる。

**第二百三十七条** 都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いの一時保護についての承認の審判は、申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十八の三の項の事項についての審判事件）

2 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。（即時抗告）

**第二百三十八条** 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 都道府県の措置についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

二 都道府県の措置についての承認の申立てを却下する審判 申立人

三 都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件（同表の百二十八の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件（同表の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）は、児童の未成年後見人に告知しなければならない。

判事件による特別養子適格の確認の審判事件における児童及びその父母について準用する。（陳述及び意見の聴取）

**第二百三十九条** 家庭裁判所は、児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いの一時保護についての承認の審判事件（同表第一の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。以下この節において同じ。）及び児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

**第二百四十条** 施設への入所等についての許可の審判事件（別表第一の百二十九の三の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）

2 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件（別表第二の十七の三の項の事項についての審判事件をいう。）は、扶養義務者（数人に対する申立てに係るものにあっては、そのうちの一人）の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

**第二百二十四節 生活保護法等に規定する審判事件**

2 第百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

**第二百四十五条** 第百六十四条の二第六項及び第八項の規定は、児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人に告知しなければならない。

**第二百四十六条** 第百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判事件について準用する。（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則）

**第二百四十七条** 第百六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をする審判 申立人

六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いの一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立人

七 第百六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判をする審判 申立人

六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いの一時保護についての承認の審判事件における児童を現に監護する者、児童に対し親権を行つて的一時保護についての承認の審判事件



(家事調停官の権限等)

- 第二百五十二条** 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、家事調停事件を取り扱う。
- 第二百五十三条** 家事調停官は、その取り扱う家事調停事件の裁判について、この法律において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の処理について、この法律において家庭裁判所、裁判官又は裁判長が行うものとして定める家事調停事件の裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。

- 第二百五十四条** 家事調停官には、別に法律で定めることにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

- 第二百五十五条** 次の各号に掲げる調停事件(第一号及び第二号にあっては、財産上の給付を求めるものを除く)において、当該各号に定めた手続行為能力の者は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかるわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人(手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る)であつて、保佐人若しくは保佐監督若しくは補助監督の同意がない場合も、同様とする。
- 第二百五十六条** 夫婦間の協力扶助に関する処分の調停事件(別表第二の二の一の項の事項についての調停事件をいう。)夫及び妻の監護に関する処分の調停事件(別表第二の二の三の項の事項についての調停事件をいう。)養子、その父母及び養親の離縁後に親権者となるべき者の指定の調停事件(別表第二の七の項の事項についての調停事件をいう。)子及びその父母、子及びその父母と同一の事項についての調停事件をいふ。
- 第二百五十七条** 親権者の指定又は変更の調停事件(別表第二の八の項の事項についての調停事件をいう。)人事に関する訴え(第二百七十七条第一項において單に「人事に関する訴え」という。)を提起するこ

とができる事項についての調停事件 同法第十三条第一項の規定が適用されることにより定を受ける。

- 第二百五十八条** 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、家事調停事件を取扱うことができる。訴訟行為をすることができる事項については、財産上の給付を求めるものを除く。

- 第二百五十九条** 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、家事調停事件を取扱うことができる。訴訟行為をすることができる事項については、財産上の給付を求めるものを除く。

- 第二百六十条** 家事調停官は、その権限を行つて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師である裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十条の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。
- 第二百六十二条** 家事調停官には、別に法律で定めることにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。
- 第二百六十三条** 家事調停官は、家事調停の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、裁判長においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 第二百六十四条** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは賛写、その正本、賛本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- 第二百六十五条** 家事調停の申立ては、申立て(次項及び次条において「家事調停の申立て書」という。)を家庭裁判所に提出してしなければならない。
- 第二百六十六条** 家事調停の申立てには、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第二百六十七条** 家事調停の申立ての趣旨及び理由

- 第二百六十八条** 家事調停の申立てを不適法として却下する審判に対しては、即時抗告することができる。
- 第二百六十九条** 第四十九条第三項から第六項まで及び第五十条(第一項ただし書きを除く。)の規定は、家庭調停の申立てについて準用する。この場合において、第四十九条第四項中「第二項」とあるのは、「第一百五十五条第二項」と読み替えるものとする。
- 第二百七十条** 家事調停の申立て書の写しの送付等

- 第二百七十二条** 家事調停の申立てがあつた場合には、家庭裁判所は、申立てが不適法であるとの物の複製を請求することができる。
- 第二百七十三条** 家庭裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合(第六項に規定する場合を除く。)において、相当と認めるときは、これを許可することができる。
- 第二百七十四条** 次に掲げる書面については、当事者は、第一項の規定にかかるわらず、家庭裁判所の許可を得ず、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。
- 第二百七十五条** 家事調停の申立てがあつた場合について、第六十七条规定の規定による家事調停の申立て書の写しの送付に代わるべき通知をすることをもつて、家事調停の申立て

二 調停において成立した合意を記載し、又は調停をしないものとして、若しくは調停が成立しないものとして事件が終了した旨を記載した調書の正本、賛本又は抄本

- 第二百七十六条** 家事調停事件に関する事項の証明書に記載する事項の記録の閲覧、賛写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができない。

- 第二百七十七条** 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起については、財産上の給付を求めるものを除く。

- 第二百七十八条** 家事調停事件の記録の閲覧、賛写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができない。
- 第二百七十九条** 家事調停の手続の期日を経ないで第二百七十二条の規定により家事調停事件を終了させるとときを除き、家事調停の申立て書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の手続における事実の調査の結果を通知することをもつて、家事調停の申立て

定は前項の規定による家事調停の申立て書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納について準用する。

- 第二百八十一条** 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。

- 第二百八十二条** 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、事件を家事調停に付さなければならぬ。ただし、裁判所が事件を調停に付することを認めるとときは、この限りでない。

- 第二百八十三条** 家事調停の手続の期日を経ないで第二百七十二条の規定により家事調停事件を終了させるとときを除き、家事調停の申立て書の写しを相手方に送付しなければならない。ただし、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、家事調停の手続における事実の調査の結果を通知することをもつて、家事調停の申立て

- 書の写しの送付に代わるべき通知をすることができる。

- 第二百八十四条** 第四十九条第四項から第六項までの規定は前項の規定による家事調停の申立て書の写しの送付又はこれに代わるべき通知をすることができる。

- 第二百八十五条** 第四十九条第三項及び第四項の規定について、第六十七条规定の規定は前項の規定による家事調停の申立て書の写しの送付について、第六十七条规定の規定は前項の規定による家事調停の申立て書の写しの送付について

- この限りでない。

(調停委員会が行う家事調停の手続の指揮)

第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する。

(調停委員会等の権限)

第二百六十条 調停委員会が家事調停を行う場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限は、調停委員会が行う。

一 第二十二条の規定による手続代理人の許可等

二 第二十七条において準用する民事訴訟法第六十条第一項及び第二項の規定による補佐人の許可等

三 第三十三条ただし書の規定による傍聴の許可

四 第三十五条の規定による手続の併合等

五 第二百五十五条第四項において準用する第五十条第三項及び第四項の規定による申立ての変更

六 第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第五項の規定による参加、第四十三条第一項の規定による排除、第四十四条第一項及び第三項の規定による受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項及び第二項（これらの規定を第六十条第一項において準用する場合を含む）、第六十一条第一項、第六十二条並びに第六十四条第五項の規定並びに同条第一項において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及び証拠調べ（過料及び勾引に関する事項を除く。）

調停委員会が家事調停を行う場合には、第二十三条第一項及び第二項の規定による手続代理人の選任等、第三十四条第一項の規定による期日の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による調書の作成に関する裁判長の権限は、当該調停委員会を組織する裁判官が行う。

（調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができる。

第二百六十二条 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができる。前項の場合は、裁判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

（調停の場所）

第二百六十三条 調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを嘱託することができる。

（家事調停委員による事実の調査）

技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。第一項の場合には、裁判官は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査及び心身の状況についての診断について准用する。

第二百六十二条 調停委員会は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第五十九条第三項の規定による措置をとらせることができ。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

（家事調停委員による事実の調査）

第二百六十三条 調停委員会は、相当地域とときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

（意見の聴取の嘱託）

第二百六十四条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。

（家事調停委員の専門的意見の聴取）

第二百六十五条 調停委員会は、前項の規定により意見を聴取する家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

（前項の規定により意見を聴取させることをできる。）

2 前項の規定により意見を聴取させた場合は、家庭裁判所は、相當と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

（家事調停委員の専門的意見の聴取）

第二百六十六条 調停委員会は、前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、調停の成立及び効力

（調停の成立及び効力）

第二百六十七条 裁判官のみで家事調停の手続を行う場合には、家庭裁判所は、相当と認められるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

（裁判官のみで行う家事調停の手続）

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決（別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判）と同一の効力を有する。

（調停の成立及び効力）

第二百六十九条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

（調停の場所）

第二百七十条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会（裁判官のみで家事調停の手続を行う場合には、その裁判官。次条及び第二百七十二条第一項において同じ。）から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が家事調停の手続の期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

（調停条項案の書面による受諾）

第二百七十二条 当事者が離婚又は離縁についての調停を行った場合には、離婚又は離縁についての調停の成立及び効力

第二百七十三条 調停委員会は、事件が性質上調停を行つては、当事者が不當な目的でみだりに調停の申立てをしてきたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。

（調停の不成立の場合の事件の終了）

第二百七十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立したときは、離婚又は離縁についての調停事件においては、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。ただし、家庭裁判所が第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときも、同様とする。

（調停の不成立の場合の事件の終了）

第二百七十五条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることができる。ただし、家庭裁判所が第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。

（調停の不成立の場合の事件の終了）

第二百七十六条 調停委員会は、前項の規定により相手の状態を相互に認識しながら通話をすりができる方法による場合は、この限りでない。

（調停の不成立の場合の事件の終了）

第二百七十七条 調停委員会は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

（調停の不成立の場合の事件の終了）

第二百七十八条 調停調書に計算違い、誤記その他のこれらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職權で、いつでも更正決定をすることができる。

（調停調書の更正決定）

第二百七十九条 調停調書に計算違い、誤記その他の時に、その訴えの提起があつたものとみ

（調停の不成立の場合の事件の終了）

第二百八十一条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

（調停の場所）

第二百八十二条 調停委員会は、前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、調停の成立及び効力

（調停の成立及び効力）

第二百八十三条 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

（調停の場所）

第二百八十四条 調停委員会は、前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、調停の成立及び効力

（調停の成立及び効力）

2 急迫の事情があるときは、調停委員会を組織する裁判官が前項の処分（以下「調停前の処分」という。）を命ずることができる。

3 更正決定に對しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に對しては、即時抗告をすることができる。

5 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は利害關係参加人が正当な理由なくこれに従わないときは、執行力を有しない。

6 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

7 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

8 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

9 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

10 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

11 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

12 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

13 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

14 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

15 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

16 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

17 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

18 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

19 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

20 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

21 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

22 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

23 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

24 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

25 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

26 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

27 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

28 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

29 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

30 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。









び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第二百十五条及び第二百十七条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 三及び四 略

五 第五条中人事訴訟法第三十七条第三項の改正規定（同項にただし書を加える部分に限る。）並びに第七条中家事事件手続法第二百六十八条第三項にただし書を加える改正規定、同法第二百七十四条第五項の改正規定及び同法第二百七十七条第二項にただし書を加える改正規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

政令への委任

六 百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（民國四年六月一五日法律第六六

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一から四まで 略

第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の第四第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定及び附則第二十条中家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)別表第一の改正規定(百二十八の二の項に係る部分に限る)公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和四年六月一七日法律第六八  
附則抄）  
（施行期日）  
一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日  
附則（令和四年二月一六日法律第一〇二号）抄

**施行期日**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一七日法律第一八二号）抄  
施行期日

**一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条

三号から第八号までを「一号ずつ繰り上げる部  
分」に限る。第六号において「第七十二条第一  
号を削る改正規定」という。並びに附則第  
五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに  
第二十一条の規定、付則第二十四条(国祭文列  
定(第一号を削り、第一号を第一号とし、第二  
号から第八号までを「一号ずつ繰り上げる部  
分」に限る。第六号において「第七十二条第一  
号を削る改正規定」という。並びに附則第  
五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに  
第二十一条の規定、付則第二十四条(国祭文列

第二十条の規定（附則第二十四条）に、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十二条の改正規定、附則第二十七条中「刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」（平成十七年法律第五十号）、第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第一項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中「少年鑑別所法」（平成二十六年法律第五十九号）第三百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第三条中「刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法等一部改正法第十一中「少年鑑別所法」第三百三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定」）公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定(第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る)、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十八条の三とし、第二百七十八条の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に一条を加える改正

規定、同法第三百九十条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十二条の

(第六十八号) 第四百九十一條第七項の改正規定  
公布の日から起算して六月を超えない範  
囲内において政令で定める日

**附 則**（令和五年六月一四日法律第五三  
第四十条 第二号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えてなハ範囲内におひて政令で定める日から施行

## 第三十二章の規定及び第三百八十一条の規定

を記録した電磁的記録<sup>1)</sup>を加える部分に限る。<sup>2)</sup>、同法第三十三条第一項の改正規定、同法中第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の

次に三条を加える改正規定（同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。）、同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百十一条の改正規定（第八十五条並びに「第八十五条から第八十六条まで及び」に改める部分に限る。）、同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定、同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定（第九十二条第一項）の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。）、同法第一百四十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七中鉄道抵当法第五十九条に二項の改正規定（第六十三条民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第一章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定（第六十八条の下に「、第六十八条の二」を加える部分に限る。）及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第六十八条の下に「、第六十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定（第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟正規定、同法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十六条まで）に改める部分に限る。）及び同法第一百四十九条中破産法第二百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百三十二条第二項の改正規定、同法第一百三十六条の次に一条を加える改正規定

項 事項	成年後見	一 後見開始	二 後見開始の審判の取消し	三 成年後見人の選任
根拠となる法律の規定	民法第七条	民法第十一条及び同法第十九条第二項において準用する同条第一項	民法第八百四十三条第一項から第三項まで	民法第八百四十三条第一項

四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
成年後見人の辞任についての許可	民法第八百四十六条	民法第八百四十九条	民法第八百五十二条に於ける選任の許可	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十六条において準用する同法第八百四十六条の場合を含む。)	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	成年被後見人の居住用不動産の処分についての定め及びその取消し	成年被後見人にに関する特別代理人の選任	宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	成年後見人に成年後見人に対する報酬の付与	第三者があつて成年後見人に与えられた財産の管理に関する処分の監督
民法第八百六十三条まで	民法第八百六十三条	民法第八百六十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する同法第八百二十九条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百六十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百六十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百六十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百五十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百五十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百五十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百五十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百五十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)	民法第八百五十二条(同一項、第三項及び第四項)にて準用する場合を含む。)
民法第八百四十四条	民法第八百四十六条	民法第八百四十九条	民法第八百五十二条に於ける選任の許可	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十六条において準用する同法第八百四十六条の場合を含む。)	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	成年被後見人の居住用不動産の処分についての定め及びその取消し	成年被後見人にに関する特別代理人の選任	宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	成年後見人に成年後見人に対する報酬の付与	第三者があつて成年後見人に与えられた財産の管理に関する処分の監督
民法第八百四十四条	民法第八百四十六条	民法第八百四十九条	民法第八百五十二条に於ける選任の許可	民法第八百五十三条第一項ただし書(同法第八百五十六条において準用する同法第八百四十六条の場合を含む。)	民法第八百五十九条の二第一項及び第二項(これらの規定を同法第八百五十二条において準用する場合を含む。)	成年後見人又は成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し	成年被後見人の居住用不動産の処分についての定め及びその取消し	成年被後見人にに関する特別代理人の選任	宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更	成年後見人に成年後見人に対する報酬の付与	第三者があつて成年後見人に与えられた財産の管理に関する処分の監督



遺留分	百八	百七	百六	百五	百三	百二	百一	九十	八	九	七	六	五	
負担付遺贈に係る遺言の取消し	可任	可任	可任	可任	可任	可任	可任	相続人の不存在の場合は、民法第九百五十二条及び民法第九百五十七条第二項において準用する同法第九百三十三条第二項及び第九百三十二条ただし書。	後の相続財産の管理に関する処理における鑑定人の選任	後の相続財産の請求の請求の選任	後の相続財産の分離の請求の選任	後の相続財産の放棄の申述の受理	後の相続財産の清算の請求の選任	後の相続財産の清算の請求の選任
民法第千二十七条	民法第千十九条第一項	民法第千九十八条第一項	民法第千九十七条第一項	民法第千九十六条第一項	民法第千九十五条第一項	民法第千九十四条第一項	民法第千九十三条第一項	民法第千九十二条第一項	民法第千九十条第一項	民法第九百四十七条第三項及び第九百五十条第二項に準用する場合を含む。	民法第九百四十三条（同法第九百五十条第二項に準用する場合を含む）。	民法第九百四十五条（同法第九百五十条第二項に準用する場合を含む）。	民法第九百三十八条	

百二	氏又は名の変更についての許可	戸籍法第百七条第一項
百三	保護者の順位の変更及び保護者の選任	戸籍法第百三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第百四十二条第一項
百四	就籍許可	戸籍法第百十一条第一項
百五	戸籍の訂正についての許可	戸籍法第百二十二条(同法第四条において準用する場合を含む。)及び第百四十四条
百六	性別変更	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第二百一十一号)第三条第一項
百七	児童福祉法	児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第十二条第一項第一号及び第二号ただし書
百八	都道府県の措置についての承認	児童福祉法第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書
百九	児童相談所長による特認の三別養子適格の確認	児童相談所長の児童福祉法第三十三条第一項第一号及び第二号ただし書
二十	施設への入所等についての許可	生活保護法(昭和二十五条第三項)
二十一	施設への入所等についての許可	生活保護法(昭和二十五条第三項)
二十二	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律	法律第二十三条の二第二

			十五 特別の寄与に関する民法第千五十五条第二項
する処分	厚生年金保険法	十六 請求すべき按分割合にに関する処分	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第七条
生活保護法等	扶養義務者の負担すべき費用額項（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十二号）第二十一条第二項において準用する場合を含む。）	十八条の二第二項	